

令和 8 年度宮城県原子力行政 PR 動画作成業務 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、令和 8 年度宮城県原子力行政 PR 動画作成業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 募集事項

(1) 案件名

令和 8 年度宮城県原子力行政 PR 動画作成業務

(2) 事業目的

県では、立入調査や放射能モニタリング、環境保全監視協議会の開催など、原子力安全対策行政に関する様々な取組を実施しており、その内容について、公式ホームページや「原子力だよりみやぎ」等を通じて情報発信を行っている。そうした中、令和 7 年度末の宮城県環境情報センターの廃止に伴い、県民へ情報を提供する機会が減少している現状がある。

一方で、近年はインターネットや SNS の普及に伴い情報収集手段が多様化しており、県民に対し県が実施する原子力安全対策行政を分かりやすく伝える広報手法の充実が求められている。

こうした状況を踏まえ、本事業では、宮城県が実施する原子力安全対策行政の全体像や各事業の役割を分かりやすく紹介する PR 動画を制作する。映像の特性を活かした表現により県民の理解促進を図るとともに、県が実施する取組への関心を高め、必要な情報へアクセスするための「入口」となるコンテンツとして活用することを目的とする。

(3) 業務内容

令和 8 年度宮城県原子力行政 PR 動画作成業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで

(5) 事業費（委託上限額）

2,200,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 留意事項

本業務の実施に関しては、候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、候補者の選定後、発注者と候補者で協議の上、決定するものとする。また、実際の業務内容や進め方についても、必要に応じて随時発注者と協議して決定する。

3 応募資格

(1) 次の全ての条件を満たす者のみ、応募することができる。

ア 宮城県内に本社を有するとともに、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4（一般競争入札の参加資格）の規定に該当する者でないこと。

ウ この業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の

- 参加資格制限要領（令和 6 年 4 月 1 日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- エ 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 2 0 年 1 1 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

（2）共同提案要件

上記アからオを満たす 1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者がアからオを満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（県との関係性においては再委託に該当）により業務を行うこと。この場合において、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は、代表者の責任において行うものとする。

4 企画提案募集の公告及びスケジュール

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| （1）企画提案募集 | 令和 8 年 8 月 2 6 日（水） |
| （2）質問受付期限 | 令和 8 年 9 月 7 日（月）正午 |
| （3）質問回答期限 | 令和 8 年 9 月 1 4 日（月） |
| （4）企画提案参加の申込期限 | 令和 8 年 9 月 1 8 日（金）午後 5 時 |
| （5）企画提案書類の提出締切 | 令和 8 年 9 月 2 5 日（金）正午 |
| （6）書類選考※応募者多数の場合 | 令和 8 年 9 月 2 9 日（火） |
| （7）選定委員会の開催（プレゼンテーション） | 令和 8 年 1 0 月 2 日（金） |
| （8）審査結果の通知 | 令和 8 年 1 0 月 6 日（火） |
| （9）契約の締結 | 令和 8 年 1 0 月下旬予定 |

5 応募手続

（1）質問の受付

受付期限	令和 8 年 9 月 7 日（月）正午まで（必着）
質問先	宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課 原子力安全対策課
質問方法	電子申請により提出すること。それ以外の提出手段や、受付期限を過ぎて送信された質問は一切受け付けない。 フォーム名：【宮城県原子力安全対策課】「令和 8 年度宮城県原子力行政 PR 動画作成業務」企画提案に係る質問フォーム U R L : https://logoform.jp/form/GQGB/1752934
回答方法	令和 8 年 9 月 1 4 日（月）までに、宮城県原子力安全対策課のホームページに質問者の名を伏せた上で掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な案件事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。企画提案者は必ず全ての質問・回答を確認すること。 なお、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(2) 企画提案参加の申込み

申込期限	令和8年9月18日（金）午後5時まで（必着）
申込方法	電子申請により申込すること。 フォーム名：【宮城県原子力安全対策課】「令和8年度宮城県原子力行政PR動画作成業務」企画提案参加申込フォーム URL：https://logoform.jp/form/GQGB/1753538
留意事項	参加申込を行わなかった者から提出された企画提案は受け付けないため、必ず参加申込を行うこと。

(3) 企画提案書等の提出

提出期限	令和8年9月25日（金）正午まで（必着）
提出先	宮城県原子力安全対策課原子力安全対策班 メールアドレス：gentaia@pref.miyagi.lg.jp
提出方法	電子メール及び紙媒体により提出すること。
提出書類	以下の書類を全てPDFデータにより上記提出先へ提出すること。なお、提出書類は、選定委員会におけるプレゼンテーションを20分以内で実施できる内容及び分量とすること。 ①企画提案提出書（様式第1号） ②企画・構成案（A4判） 構成については6の記載に留意の上作成すること。 ③事業経費見積書（様式第2号） 本業務に必要と見込まれる経費を全て計上し、その積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。 なお、金額は「消費税及び地方消費税を含まない額」「消費税及び地方消費税の額」「消費税及び地方消費税を含む額」を全て記載すること。

6 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の構成

企画提案書は、次のアからウまでの項目を必ず含むものとする。

ア 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「事業者等所在地」、「代表者（職・氏名）」、「担当者（所属・職、氏名）」及び「連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）」を記載すること。

イ 目次

本文の項目及びページを記載すること。

ウ 本文

(ア) 参加申込者の業務実施体制

業務責任者、担当者の役割分担、県との連絡調整を行う体制、専門的知識や技術を有する者の配置状況等、本業務を円滑に遂行するための実施体制について記載すること。

(イ) 参加申込者の業務実績・経験

地方公共団体との類似業務の実績・経験（業務の名称、内容、発注者及び実施期間等）があれば記載すること。

（ウ）業務実施方針

原子力安全対策行政に関する情報を県民に分かりやすく伝えるための基本的な考え方、対象者を意識した情報発信の方法、動画全体のコンセプト等について記載すること。

（エ）企画提案

以下の項目を参考に、提案者の知識、経験及び技術等を踏まえ、効果的と思われる内容について具体的に提案すること。

また、企画提案に当たっては、宮城県公式ウェブサイト等に掲載されている本業務に関連する情報を確認するなど、必要な調査を行った上で提案すること。

- ・本編動画について、県が実施する各種原子力安全対策の取組について、視聴者が各取組の役割や関連性を理解し、原子力安全対策行政の全体像を把握できるようにするための構成及び演出方法について提案すること。

- ・縦型ショート動画について、本編動画との内容の整合性を確保しつつ、SNS 等での視聴を想定し、短時間で視聴者の興味・関心を引き、各事業の内容を分かりやすく伝えるための演出・映像表現について提案すること。

- ・動画全体を通じて、視聴者の興味・関心を高め、継続して視聴してもらうための演出や工夫について提案すること。

- ・本編動画について、専門的・行政的な内容を視聴者に分かりやすく、親しみを持って伝えるための動画全体のコンセプト、構成及び演出方法について提案すること。

- ・テロップ、アニメーション、実写映像、図解等の映像表現について、視聴者に内容を分かりやすく伝え、興味・関心を高めるための効果的な活用方法について提案すること。

- ・無音環境での視聴を想定し、字幕・テロップ等を活用した情報伝達の方法について提案すること。

- ・動画視聴後に、県のホームページや各種広報媒体等を通じて、さらに原子力安全対策行政について情報を得ることにつながる工夫について提案すること。

- ・完成動画を継続的かつ効果的に活用するための具体的な提案をすること。

（オ）業務実施方法及びスケジュール

本業務を円滑かつ確実に遂行するための実施方法及びスケジュールについて記載すること。

記載に当たっては、企画、取材、撮影、編集、県との確認・協議・修正、納品等の各工程における進め方、県との連絡・調整方法及び業務分担等について記載すること。

（２）企画提案書の仕様等

ア 提案数

提案数は、１者につき１案とする。なお、単独で提案を行った事業者は、他の共同提案に参加することはできない。また、事業者が同時に複数の共同提案に参加することはできない。

イ 体裁等

サイズはＡ４版とし、片面印刷。印刷の向きは問わないが、長辺をホチキス止めすること。

ウ 分量（頁数）

特にページ数は制限しないが、簡潔に分かりやすく表現すること。

(3) 留意事項

- ア 企画提案のために要する全ての経費は、参加申込者の負担とする。
- イ 提出された提案書の著作権は、各参加申込者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表及びその他県が必要と認める場合には、県は当該提案書を無償で使用するができるものとする。
- ウ 企画提案書等について、提出後の差替え、変更、取消及び再提出は認めない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書の提出を取り下げる場合には、速やかに取下願（様式第3号）を提出すること。
- オ 取下願の提出があった場合、企画提案書等の再提出は認めない。
- カ 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定するものに限る。

7 評価・選定方法

企画提案者の審査は、県が設置する選定委員会において、基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の総数が満点の6割以上となった企画提案者のうち、各委員の評価点において最高点を獲得した人数が最も多かったものを業務委託候補者（以下、「候補者」という。）として選定する。

なお、最高点を付けた委員が最も多い提案者が複数人いる場合は、選定委員会において協議の上で候補者を決定する。

応募者が5者を超える場合には、書面審査による1次選定を行い、上位5者のみプレゼンテーションを行うものとする。

(1) プレゼンテーションについて

日時（予定）	令和8年10月2日（金） 午前9時から正午まで
場所（予定）	宮城県行政庁舎（分庁舎含む）又は宮城県自治会館 ※日時及び場所の詳細については、別途企画提案者に連絡する。
実施方法	・ 出席者は、企画提案者1者につき3人以内とする。 ・ 企画提案者1者当たりの持ち時間は30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とする。 ・ 事前に提出された企画提案書を用いてプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。 ・ プレゼンテーションの際にサンプル動画の使用を希望する場合は、企画提案書類提出時に担当職員に申し出、SDカード又は指定のストレージサービス（Sendfile）により動画ファイルを提出すること。映写機材は事務局が準備する。 ・ プレゼンテーションに当たっては、下記評価項目及び評価の観点に対応した説明を行い、提案内容及びその効果が具体的に理解できるよう留意すること。 ・ 企画提案者が1者の場合であってもプレゼンテーション審査を行う。

(2) 評価項目・配点

評価項目・配点は下表のとおりとする。

審査分類	審査項目	評価事項	配点
業務遂行能力	1. 業務遂行体制	業務を円滑に遂行できる実施体制となっているか。	20
	2. スケジュール及び工程管理	業務期間内に確実に履行できる工程計画となっているか。	10
企画提案力	3. 業務内容の理解度	本業務の目的・内容を踏まえ、県民に分かりやすく伝えるための企画が提案されているか。	30
	4. 演出・映像表現	視聴者の興味・関心を引き、内容を分かりやすく伝える演出・映像表現が提案されているか。	30
	5. 動画の活用方法	完成動画を継続的かつ効果的に活用するための具体的な提案がされているか。	10

選定委員会では、以下のとおり評価事項ごとにA～Eの評価を行い、各評価に応じた係数を配点に乘ずることにより評価点を算出し、合計の多い順に順位を決定する。同点の場合の決定方法は、選定委員会で事前に決定する。

評価	A	B	C	D	E
	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

8 失格事由

次の要件に該当したときは、失格とする。

- (1) 直接、間接を問わず応募事業者が故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (3) 本要領に従っていない場合（書類上の軽微な誤りを除く。）
- (4) 2件以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 7（1）のプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) その他応募者として適切でない行為をしたと委員会が判断した場合

9 応募者が1者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、委託候補者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

10 選定・非選定結果の通知方法

選定結果については、後日、プレゼンテーション審査に参加した全ての企画提案者に対し、文書で通知する。

なお、審査・選定結果及び講評等に関する質問には応じない。

11 選定結果の公表方法

審査終了後、県ホームページに選定された委託候補者のみを公表する。

12 提出関係書類の様式

様式第1号：企画提案提出書

様式第2号：事業経費見積書

様式第3号：取下願 ※企画提案を取り下げる場合に提出

13 契約の締結

(1) 受託者の決定

審査によって選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う。ただし、特別な理由により契約予定者と契約締結ができない場合は、他の応募者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した応募者を受注者とする。

(2) 契約書の作成

発注者と受注者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わない。

(4) その他契約に関する事項

ア 県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに、別紙「仕様書」の記載事項を追記、変更又は削除することができる。

イ 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、本業務による成果品が第三者の知的財産権を侵害することがないように、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。

ウ 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、事業の目的を推進するための二次的な利用も可能となるように対応すること。

エ 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

オ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第７２号）を遵守しなければならない。

１４ その他

- （１）企画提案に当たっては、関係法令及び条例を遵守すること。
- （２）発注者は、公募型企画提案方式を公正に執行することが困難であると認めるときは、公募型企画提案方式による実施を延期または取りやめることがある。
- （３）提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成１１年宮城県条例第１０号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

１５ 問合せ先

宮城県原子力安全対策課 原子力安全対策班

〒９８０－８５７０ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号

電話：０２２－２１１－２６０７

電子メールアドレス：gentaia@pref.miyagi.lg.jp